4　「報告の種類」　報告を行う行為について、廃棄、特定放射性同位元素の内容の変更、又は特定放射性同位元素でなくなつた報告の中から該当するものを記載すること。

5　「密封された特定放射性同位元素」　特定放射性同位元素ごとの内容を記載すること。通常一組又は一式をもつて使用するものにあつても、特定放射性同位元素ごとにその内容を記載すること。

6　「番号」　製造者によつて当該特定放射性同位元素に個々に付されている番号等を記載すること。

7　「用途」　測定器校正、遠隔治療照射等、当該特定放射性同位元素の一般的な使用の用途を記載すること。

8　「ホルダー番号」　当該特定放射性同位元素が放射性同位元素装備機器へ組み込むための専用ホルダーに収納されている場合であつて、注６の番号とは異なるものがホルダーに表示されている場合は、その番号等を記載すること。

9　「受入れ等」　受入れ等の報告を行う場合には、その相手方の情報を記載すること。

10　「許可証の番号又は届出番号」　注２の例により記載すること。

11　「名称」　工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は廃棄事業所の名称を記載すること。

12　「受入等年月日」　工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は廃棄事業所へ当該特定放射性同位元素の受入れ等を行つた年月日を記載すること。

13　「払出し等」　払出し等の報告を行う場合には、その相手方の情報を記載すること。

14　「許可証の番号又は届出番号」　注２の例により記載すること。

15　「名称」　注11の例により記載すること。

16　「払出等年月日」　工場若しくは事業所、販売所、賃貸事業所又は廃棄事業所から当該特定放射性同位元素の払出し等を行つた年月日を記載すること。

備考１　この報告書は、原子力規制委員会ホームページを利用して提出すること。ただし、事業者自らの情報セキュリティポリシーにより当該方法による提出ができない事業者は、書面又は第42条第１項の規定による電磁的記録媒体等により提出すること。

２　書面により提出する場合においては、用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とし、提出部数は１通とすること。

３　第42条第１項の規定により当該報告書の提出に代えて電磁的記録媒体等を提出する場合においては、提出部数は電磁的記録媒体１個及び電磁的記録媒体提出票１通とすること。

４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。ただし、第42条第１項の規定により電磁的記録媒体による手続を行う場合にあつては、押印することを要しない。

**様式第二十六の七**（第24条の２の10第３項関係）　［様式を加える。］

| 整理番号（注１） | | |
|---|---|---|

特定放射性同位元素の所持に係る報告書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

氏　名　（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

㊞